

# 商工經濟日誌

## 内國の部

四月一日(木) ▲國稅改正法公布即日施行

▲逓信省は十五年度命令航路發表、其豫算參百八拾九萬壹千圓、航路は十六航二十七線、受命會社は日本郵船、大阪商船、日清汽船、南洋郵船、近海郵船、原田汽船、川崎汽船、栗林汽船、朝鮮郵船、北日本汽船の十社

二 日(金) ▲關稅定率法改正並に關稅戻免令改正公布即日施行

▲三月中の入超九千七百九萬壹千圓

五 日(月) ▲中央統計總會に於て家計調査實施方針を決す

▲第五十一議會にて決せる鮮米増産の實行機關として資本金五百萬圓にて朝鮮土地改良株式會社設立さるゝことなる

六 日(火) ▲閣議にて小作調停法を福島、山形、秋田、長崎、鹿児島の上縣に擴張施行することに決す。

七 日(水) ▲穂積樞府議長逝く

▲北樺太石油會社株式は北辰會が七萬、發企人六萬五千引受け殘株六萬五千を公募す。

九 日(金) ▲保險業法施行規則中改正公布即日施行

▲大正十五年度純計豫算歳入參拾四億壹千四百萬、歳出參拾

(自大正十五年四月一日至同六月十五日)

參億八千七百萬圓

右が大藏省發表十五年度一般會計及特別會計合算の歳入四拾七億九千貳百萬圓、歳出四拾四億五千貳百萬圓に比し著しく少いのは勿論重複部分を控除したためである。更に昨年の純計豫算に比し歳入四千五百萬圓、歳出四千六百萬圓の減少を示してゐる。

十 日(土) ▲製鐵獎勵法施行令公布即日施行

▲大藏省調査十四年未國債總額四拾九億九千九百餘萬圓

十一 日(日) ▲倉富、平沼の新樞府正副議長親任式舉行

▲全日本農民組合同盟成立

十二 日(月) ▲農林省は國立米穀倉庫敷地を新潟市に選定發表

▲正金銀行建値引上四拾五弗半

十三 日(火) ▲正金建引上四拾六弗

▲大藏省にては國際金融上取引改善の目的より債券利廻複利計算協議會開催

十四 日(水) ▲正金建値引上四拾六弗半

十六 日(金) ▲爲替續騰對米四拾六弗十六分九對英一志十一片

▲信託協會第一回定時總會開催

▲金融制度調査準備委員任命

十七日(土) ▲金融制度調査準備委員第一回會合をなし調査の範圍順序及方法を定む。主要項目は(1)特典を持つ日銀に一定以上の利益ある場合國庫に納付せしむる制度(2)鮮銀と銀に許してゐる兌換券發行權を日銀で統一すること(3)特種銀行の整理減少及重役民選の問題(4)普通銀行法定資本金の増額即現在普通銀行壹千六百六拾六行中資本金五拾萬圓以下の小銀行が六割なるに鑑み之を百萬圓以上に定めること(5)検査官増員検査方法の改良に依り銀行の検査を嚴格にする。こと。

▲十九日(月)

▲蠶絲中央會實行委員及積積問屋の聯合協議會に於て大勢に順應して公定相場引下に決す(最優等千五百

八拾圓、裾物千五百五拾圓)

▲正金對米建値を四拾七弗四分三とす。

▲土地賃賃價格調査方法決す。

▲正金銀行は米國より日本向のインタレスト・ビルを一分利

下して六分とす。これは米國の金融緩漫に依るもので輸入貿易商は米棉手形の圓手形を除き大抵利付手形であるからそれだけ有利になつた。

▲二十日(火)

▲大藏省發表表三月末正貨現在高拾參億七千參百萬圓前月に比し千六百萬圓の減少

▲爲替の急激なる回復と市況不振に依り綿絲、生絲等の清算市場一齊暴落。生絲は買物最優格で千五百圓の關門を破り

月末には續いて千四百七拾圓の過去八年來の新安値となり綿絲も清算標準物貳百五拾圓の關門を割つて本月末には貳百廿七圓九拾錢の新安値となり綿絲商に大打撃を與へたが尚深刻なる打撃を受けた製絲業者は從來の安値賣止の如き拙策に據らずして新備仕入資金の準備に取らり固定せる借入金を決済せんとするシーリヤスな状態となつた。

▲二十一日(水)

▲地方長官會議開催

▲社會局に於ては健康保險部新設に伴ひ官制改正す社會政策實現の第一歩として愈々來る十月より五十の健康保險署が開かるゝが之と同時に工場設備の改善を促す事となり労働者にまつての一大福音である。

▲二十二日(木)

▲第一回全國地主大會大阪に開かる。

▲大藏省は不良金融業者六社に營業停止發表

▲二十三日(金)

▲生絲市價暴落に依る養蠶業者の窮狀救濟のため帝國農會等政府より資金融通の運動を起す。

▲二十五日(日)

▲李王殿下薨去

▲二十六日(月)

▲濱松市日本樂器會社職工罷業す。

▲東京海上火災保險會社の出願に係る本邦最初のガラス保險認可せる。

▲大阪三品取引所臨時總會に於て棉花上場案可決

▲二十八日(水)

▲大阪商船は移民船二隻を新造す。從來六十數日を要せしアラツル迄の航海日數を四十七日間に短縮し得る。

▲「**乙**」號臨時國庫證券九千九百九拾九萬四千貳百貳拾圓の借替のため第三十二回五分利國庫債券一億圓發行に決す。應募利廻六分二厘餘。乗替應募六分三厘餘

▲日獨通商條約正式交渉開始、染料に關する輸入制限問題がその骨子なり。

#### 五月一日(土) ▲鐵道警察實施

四 日(火) ▲正金建値引下對米四拾七ドル

▲四月中入超七千四百萬圓

五 日(水) ▲養蠶業者に低資融通の旨帝國養蠶組合に於て陳情決議す。

糸價の慘落に依つて窮地に陥つた養蠶業救濟方法として參千萬圓以上の低資融通、期間は一年以上、利率は五分以下外に日本銀行の臨時指定倉庫を設立されたきこの決議であるが其後の経過に於て壹千萬圓に減せらるゝ模様である。これに依つて全國百六拾萬戸の養蠶家がどれだけ融通を得るや甚だ疑問であるが生糸に依つて輸出總額の三割八分を占められてゐる我國産業上に於ける大問題である。

▲正金銀行建値引下對米四拾六弗四分三ミズ。

#### 六 日(木) ▲緇育生絲相場騰る。

▲國有財産の所分に際し公平なる價格を決し且疑獄事件防止の目的を以て大藏省内に國有財産評價委員會設置に決す。

▲海外に於ける日本輸出品不評のため之が改善策として商工省は六月より旅商を一隊五名として四隊をアフリカ及中部亞

細亞に派遣することに決す。

▲正金銀行は建値四拾六弗半に引下

八 日(土) ▲大藏省發表四月中對支貿易出超貳千參百萬圓 ▲ブラッセル貿易及移民振興の目的にて神戸に日伯協會發會式を擧ぐ。

十一日(火) ▲乾糶倉庫資金壹千萬圓預金部より融通内定

▲日本船主協會は共同海損清算に關し從來據り居たる千八百九十年度のヨーク・アントワープルールを捨て千九百二十四年度のヨーク・アントワープルール採用の決議をなす。

十三日(木) ▲日銀兌換券收縮し十億五千萬圓となり保證準備従つて消滅す。大正十年末のレコードなり。

十四日(金) ▲正金銀行對米建値四拾七弗に引上ぐ。

十五日(土) ▲知識階級専門の職業紹介所設置を六府縣知事に發令

十六日(日) ▲畜産業振興のため東京に畜政會生る。

十七日(月) ▲關稅調査委員會官制公布

十八日(火) ▲日本染料會社總會に於て池田社長非解散の釋明をなす。一部大株主の結束に依つて解散せならうとしたが輿論攻撃に會つて解散中止の模様になつた日本染料會社は歐洲大戰のため獨逸より染料輸入が杜絶したゝめ之が一時的補給と且ば永久的に製造の獨立を計る目的で政府が十年間八分配當保證の下に大正五年八百萬圓の資本金で創立され既に壹千五百萬圓の補給を受け大正九年三月からは三

割五分の關稅保護を受け現在では兎も角價格及品質に於て獨逸品と競争し得るもの十七種を產出得るに達してゐるのである。この直接の補給金は昨年十月廢止となつたが別に從價稅を從量稅と改めて關稅引上げ行はれ又或種染料には輸入禁止の制限あり且政府指定の染料二十種と中間物二十種には六ヶ年間四百萬圓の補助があることになつてゐる。

解散を主張する株主は到底是では獨逸品との競争に堪へられないと主張するのであるが之に對し池田社長は尚二期間を忍べば儼に自立し行く見込ある旨を聲明してゐる。

二十一日(金) ▲府縣の自作農維持制定施設に對し農林省の利子補給の方法に依る獎勵規則公布

この規定に依れば自作田畑となすべき土地の購入又は自作田畑として土地を購入したるに依り生じたる土地の抵當債務の借替を目的とするものには、四千圓を超えざる範圍に於て年利三分五厘以下期限廿四年を下らざる條件で資金を貸付けその購入せんとする土地の購入價格は全體小作料程度の年賦償還金で廿五年後には完済し得る標準を以て小作料から公租公課を差引き之を〇・〇六二七で割つたものを標準價格としてこの價格及當該地方の土地の普通價格を超えざるものとせしめてある。

二十四日(月) ▲ブラジル向輸出に關し從來同國領事館所定のカンシユラーインボイスの査證を受くるのみなりしが今回五月二日以後は普通商用インボイス寫二通の外にカンシユ

ラーインボイスを添付することとなる。

▲本日繰越日銀帳尻に於て兌換券發行高増加し拾億五千九百萬圓となり正貨準備高を超過し再び保證發行の出現となる

二十六日(水) ▲製粉大會社七社は六月一日より向ふ二ヶ年間生産制限の協定をなす。

二十八日(金) ▲閣議に於て地方官々制改正決議さる。其特異點は原則として三部制(内務、學務、警察)を定めたる外府縣の實情に鑑み土木、産業、衛生の各部を特置すべき途を開いてある事である。

二十九日(土) ▲大阪三品取引所の棉花上場認可さる。

三十日(日) ▲總動員委員會は内閣に動員機關設置の件内定  
六月一日(火) ▲内閣改造さる。

▲大藏省議に於て社會事業費に豫金部資金より千貳百萬圓融通に決す。

四日(金) ▲郡廢に伴ふ地方官々制改正公布七月一日實施

▲東邦、大北、東神、中央、富國、京都、太洋、太平洋の八内地火災保險會社は再保險プール團體を組織し七月一日より實施することとなる。

五日(土) ▲郡廢後の府縣支廳新設十二ヶ所既定の島嶼を

加へ總數廿五ヶ内務省より發表

▲大正十四年度關稅收入壹億壹千百拾參萬四千圓、前年より壹千貳百八萬圓の減少

▲山東省膠濟鐵道救済に關し井上準之助氏の斡旋にて鑛業及

七 紡績會社等の手にて參百萬圓の投資團成立す。  
 日(月) ▲改正工場法施行令公布七月一日實施。之に伴ふ鑛夫勞役扶助規則も七月一日實施の筈。

大正十二年議會で決した改正工場法が今回倉樞府の精査を経て公布された。其内容は(1)適用工場の範圍の擴張、(2)保護職工の範圍擴張及特種保護方法の擴張、(3)扶助規定を職工の有利に改正した點で鑛夫勞役扶助規則も(2)(3)の點に於て同様改正された。就中我國主要工業たる紡績業に影響を與ふべき女子の深夜業廢止(三年後)が最も重大である。

八 日(火) ▲閣議の結果十六年度豫算も緊縮方針の繼續に決す。

十 日(木) ▲大藏省にて信託會社支店設置は東京、大阪以外に許さぬ旨決定す。

▲不當廉賣取締令改正發表さる。

右は我が製鐵鋼業者が久しく政府に建議し來つたものであるが其特徴は(一)利害關係人が不當廉賣と認むる輸入品に對し不當廉賣審査委員會の審査を商工大臣に申請し得ること(二)商工大臣が直接稅關官吏に不當廉賣の輸入又は輸入品の不當廉賣に關して必要な調査を命じ得ることの二項であるがこれに依つて不當廉賣審査委員會の運用如何に依つて相當効果あるものと見られてゐる。

十一 日(金) ▲國產振興委員會官制公布

十二 日(土) ▲漢冶萍煤鐵公司問題協議

漢冶萍とは漢陽の鐵廠と大冶鐵山及び萍鄉の炭田を總稱するもので我入鑛製鐵所に原鑛最高六十萬噸及銑鐵二十五萬噸を供給する契約をなし大正二年以來原鑛は略實行され來つたが昨年に至つて炭坑爭議と資金難で僅に二萬噸しか來なかつたので我當局では大いに狼狽し四月以來大藏省と商工省は二ヶ月に亘つて協議し之が救済方法を講じてゐるが未だに解決策が見當らない。我國よりの融通金現況は興銀關係貳百萬圓、正金關係參千七百萬圓で合計參千九百萬圓である。

▲正金銀行は對米建値を四分一引下げ四拾六弗四分三とす。

十五 日(火) ▲大藏省發表五月末日現在正貨總額拾貳億七千萬圓にて前月より四百萬圓減少

外國の事

四月二日(金) ▲英獨佛白伊五ヶ國の八時間勞働協定成る。

七日(水) ▲倫敦市場銀塊相場三十片壘割れ大正五年來の安値となる。其原因は需要不振と支那各地に起つた罷市罷工及印度に於ける金塊購入熱の流行に依る。

九 日(金) ▲英國黑龍江鑛業シンダケートは沿海州にて鑛業利權獲得

十日(土) 支那國民軍のグレートマーに依り段執政北京逃亡

- 十一日(日) ▲キュバは糖業不振のため財界動搖し遂に數個の銀行は取付に會ひ輕微なる恐慌状態を呈す。合衆國南部諸市の聯邦準備銀行は首都ハツアナ市に總額五千萬ドル(一説一億ドル)の通貨を送つて救済に盡力した結果取付鎮靜に歸した。十四日には同國政府は閣議に於て本年度の砂糖生産(豫想額五百二十一萬噸)を一割方減少する案可決して直ちに實行策を講じた。
- 十二日(月) ▲勞農政府は國際經濟會議豫備委員會參加拒絕
- ▲米大統領露國不承認に決す。
- 十五日(木) ▲英國炭坑爭議に政府調停開始
- 十六日(金) ▲段執政復歸
- ▲佛財政困難及海外のフラン投資のためフラン貨一磅に付百四十四法に落つ。
- 十七日(土) ▲東支鐵道長官更迭イソノフ氏後にエムシヤソノフ氏就任
- ▲巴里に於てインド支那の關稅率に付日佛通商條約交渉行はる。
- 十八日(日) ▲米國政府は支那のフェデラル無電讓渡要求を拒絕す。
- 二十日(火) ▲段執政辭職天津に去る。
- ▲トルコの我大使館に於て近東通商會議開かる。
- 廿一日(水) ▲勞農露國民委員會は日本に利權局設置の命令を發す

商工經濟日誌

- ▲米國上院は對伊戰債整理協定案貳拾億弗餘を六十二年賦にて利率一厘二毛の條件を承認す。同二十八日大統領の批准を経て効力を發生したり。
- 二十二日(木) ▲紐育準備銀行は公定割引歩合を四分より三分五厘に引下ぐ。四分に引上げは本年一月十五日で株式界の狂騰相場抑制のためであつたがこれは効果薄のため更に組合銀行をして證券貸出を警戒せしめ遂に目的を達し株式並に物價下落となりて割引歩合を引下ぐるに至つた。
- ▲ワシントンに於て米、佛戰債協定修正案成る。
- 昨年十月の佛國藏相カイヨー氏の案よりも尚六億弗を増し六拾八億四千七百萬弗、六十二年賦拂である。然し尙米國大統領及上院の批准を得及佛國に於ても上下兩院の承認を必要とするものであるが正式に決定すれば米國は既に協定成立せる英、伊、白等十ヶ國に對する七十三億弗と共に總額百四拾壹億弗の債權を得ることになる。
- ▲トルコ、ベルシヤ間に中立條約成立
- 二十四日(土) ▲露獨兩國間に中立條約成立す。
- 二十六日(月) ▲ゼネバにて國際聯盟主催の國際經濟準備委員會會議開かる。
- 二十七日(火) ▲印度教徒及回教徒の宗教戰爭のため印度の商取引杜絶す。
- ▲米國上院はラトビヤ、エストニア、ルーマニヤに對する戰債整理協定を批准す。

(三五七)

九五

三十日(金) ▲英國炭坑夫組合は夜十二時を期して罷業開始  
五月四日(火) ▲英國勞働組合は炭坑夫の罷業應援のため總同  
盟罷業開始、工場休業續出

▲ドイツ各港船舶は英國炭坑争議のため出航取消續出

▲アムステルダムは國際勞働總聯盟本部は總罷業援助を證明す。

五日(木) ▲罷業のためロンドン食料品五割昂騰

▲日、露、佛各國勞働組合英國罷業者を激勵

六日(金) ▲罷業のため議會は非常時權方法を議決す。

七日(土) ▲英國石炭輸出禁止

▲獨逸製鋼トラスト成立

八日(日) ▲ハンブルグに於て英國向石炭積込妨害運動起る。

九日(月) ▲罷業調停の御前會議開かる。

十日(火) ▲支那治外法權會議委員一行實地調査のため一ヶ月の豫定にて漢口に向ふ。

十一日(水) ▲英國總同盟罷業は炭坑夫組合を除き全部終熄

▲獨逸内閣辭職

十三日(木) ▲ポランド革命軍アルソー占領す。

十五日(土) ▲大戰以來軟弱を續けて來た磅價復し英米クロス平價に復す。

十七日(日) ▲獨逸マルクス内閣成る。

十八日(火) ▲シエネーアに於て國際聯盟軍備縮少會議準備

委員會開催

▲フラン底抜け慘落

對英百七十二フランに慘落と云ふ平價の七分の一強に過ぎない新安値を現出するに至つた。この原因は總罷業勃發のため米、英爲替が軟調を辿つたのでロンドン諸銀行が磅爲替の低落を防止するため極力フラン及リラを賣つてポンド又はドル買に出でたためである。

二十五日(火) ▲奉天票四百二十六元に慘落

奉票は強制通用力を有する不換紙幣の性質を有し一種の爲替手形であつて普通百圓に對して百三十五元見當である。暴落の原因は張作霖氏が戰費多端のため濫發したの依る

▲ロンドンにて第十二回國際議員商事會議開かる。

二十六日(水) ▲多年佛國を惱せるモロツコ叛亂鎮定す。

▲第八回國際勞働會議セネバに開かる。參加國三十七

二十七日(木) ▲英國炭坑争議の形勢今尙重大なるに鑑み政府は石炭の供給制限令を發布し一週間の使用量五十六ポンドと制限さる。

二十八日(金) ▲ポルトガルに軍隊の反亂勃發す。

三十日(日) ▲上海暴動記念會參加の群集騷擾を起す。

三十一日(月) ▲カナダ聯邦政府は七月一日より金の輸出禁止を解き金本位に復活の旨正式に發表す。

六月一日(火) ▲米國費府に獨立百五十年記念博覽會開かる。

▲墨國に新移民法實施され入國者は居住地の墨國領事の證明

書必要なる。

四 日(金) ▲モスール石油問題に關し英土間に協定成立す

▲フランス上院ロカール條約批准案を可決。効力發生は國際聯盟加入後なり。

五 日(土) ▲日米佛各駐支公使は支那政府に對し一九二三年發布の支那商標法を正式に承認する旨通告す。七日英國も同様通告す。

最近の報導に依れば今までに該支那商標法に依つて登録されたもの日本三千、英國五千、支、獨、米各二千、佛二百其他六百件、商工省は之に依り偽造品頒發を制し相當對支貿易上利益ありと解してゐる。

七 日(月) ▲フラン低落一磅一六〇フランとなり佛財政困難なる。

▲獨逸帝國銀行は公定割引歩合を七分より六分五厘に引下ぐ

▲ロシア政府はハルビンのロシア人經營のチユーリン商會に極東各大都市支店に開設の利權を與へた。右は日露貿易に大影響を與ふべきものと見られてゐる。

▲奉天の取引所は奉票下落防止の爲四百九十元以上の取引は認めざる旨聲明す。

八 日(火) ▲英國炭坑主及び炭坑夫代表者はロンドンに於て會議し討議したるも遂に妥協點を發見せず。

十 日(木) ▲ブラッセルは國際聯盟非常任理事國を辭任す。

十一 日(金) ▲炭坑罷業資金の援助は内政干渉なりとの理由

にて英政府は露政府に抗議す。

十四 日(月) ▲ブラッセルは國際聯盟を脱退す。

十五日(火) ▲フラン貨暴落して英貨一磅に付百七十九法二五となりブリアン内閣總辭職

### 香川縣の部

四月一日(木) ▲縣產業組合聯合會に於て定期預金年利二厘當座預金一厘方引下げ同時に貸付利子日歩一厘引下げ。

▲縣下に於て本年より藥煙草の栽培を行ふこととなり詫間、高松、土庄の三ヶ所に於て耕作組合設置さる。

四 日(日) ▲綱入り込み始まる。大川郡津田及三豊郡高室村にて初漁あり。

六 日(火) ▲瀧濃池用水改良事業工事費四十六萬九千六百圓の半額二十三萬四千八百圓の國庫補助の件内定

七 日(水) ▲高松市に於ては水道經濟繰入れ及舊債借替のため大正十五年度に於て地租營業稅、所得稅の附加制限外課稅として五萬二千十二圓賦課の件内務、大藏兩大臣より認可さる。

九 日(金) ▲全國に率先して香川縣が小作爭議の告諭を發し同時に郡市役所、警察署、町村役場に對し振農自治組合設立の訓示をなす。

▲郡役所廢止の善後機關として縣廳内に調査會設置さる。



▲高松市に於て四國商業會議所聯合會開かる。

十二日(月) ▲大正十四年末現在農事改良組合數二千百餘に

して全農家の六割七分を包含す。

十五日(木) ▲倉紡高松工場は昨年來増設中なりし二萬二千

錘及燃系一萬錘の設備竣成し本日より一部の操業を始む。

▲電燈光力不足のため高松電燈改修を命ぜらる。

十七日(土) ▲縣會議事堂に於て蠶絲業大會開かる。

二十日(火) ▲四國水力の増設にかゝる吉野川上流の出合發

電所六千五百キロは七月竣成の豫定なるが同社は更に其上

流に三千五百キロの發電所を計畫し土地買収に取掛る。

▲三豐方面小作爭議深刻なる。

二十二日(木) ▲神戸鐵道局高松出張所管内公認運送組合第七

回定期總會に於て改造案提出のため丸通系二十四名退場。

二十八日(水) ▲本縣十五年度戸數割賦課額七十一萬二千五百

圓一戸平均五圓三十三錢三厘、前年より三十八錢三厘増加

▲縣水産組合にて小豆郡四海村千振島、大川郡引田町、三豐

郡栗島村に試験的に眞珠貝を移植す。

▲高松市會は鑿井用地として香西町土地を十五ヶ年にて借用

の件を可決す。

五月五日(水) ▲木田郡前田村の小作爭議解決し國稅滞納者百

四十名皆納む。

七日(金) ▲志度町に於て商業學校、町役場、公會堂の新

築落成祝賀會開催さる。

十五日(土) ▲土器川改修工事視察のため土木局岡田河川課

長來る。

二十日(木) ▲縣下四十一ヶ町村の田地百町歩に米國種煙草

の植付終る。

二十四日(月) ▲日銀岡山支店調査四月中縣下主要銀行荷爲督

取組高。

取組高 取立高

高松市 一七三、二〇〇圓 七〇二、七〇〇圓

丸龜市 七五、四〇〇 一七六、七〇〇

坂出町 二一六、九〇〇 七五、九〇〇

觀音寺町 一六、四〇〇 三九、三〇〇

▲四國水力上半期配當前期同様一割二分を報告さる。

二十六日(水) ▲最後の郡市長會議縣會議事堂にて行はる。

二十七日(木) ▲全國産業博覽會開設期成同盟會發會式は商業

會議所及實業組合聯合會主催の下に縣公會堂に於て開催さ

る。

六月一日(火) ▲高松市内組合銀行間に於て銀行集會所建築實

現の申合せをなす。

二日(土) ▲日本航空輸送研究所と内國通運株式會社の提

携にて大阪、高松、今治、大分、鹿兒島間の貨物空中輸送

開始。

五日(土) ▲觀音寺商業學校に於て縣下商業學校教員聯合

研究會開催され本室調査主事松崎教授の講演あり。